

堺市中心市街地活性化協議会 臨時協議会議事録

1. 協議会の決議があったものとみなされた日
令和2年10月23日（金）
2. 協議会の決議があったものとみなされた事項の提案者
会長 隈元英輔
3. 協議会委員の総数19名
賛成数19名
4. 書面開催による議事の内容

令和2年10月12日、会長隈元英輔が協議会の委員全員に対して、協議会の決議の目的である事項について、下記内容の提案書を発し、令和2年10月23日まで協議会委員19名から書面により同意する旨の意思表示を得たので、当協議会規約第11条第2項の規定により当該提案を承認可決する旨の協議会の決議があったものとみなされた。

記

【議案】「堺イルミネーション2020」※の共催による実施について

当協議会では「堺市中心市街地活性化基本計画」の事業としてイルミネーション事業を毎年度行なってきた。今年度に関しては、堺市中心市街地において当協議会主催の「堺イルミネーション2020」※と同時期に、大道筋において公益社団法人堺観光コンベンション協会主催のイルミネーション事業及び関連イベントが計画される事となった。当初イルミネーション合同会議においては、来街者から見た分かり易さと経費及び業務の効率化の観点から、対外的なプロモーションに関して合同で実施することが望ましいと考え、公益社団法人堺観光コンベンション協会と情報を共有しつつ有効なプロモーションを実施するべく検討をすすめてきた。

そのような状況の中、先般公益社団法人堺観光コンベンション協会より、イルミネーション事業の共催についての要請があった。要請の内容については別紙の通りであるが、共催化によってイルミネーション実施エリアの市民や団体企業の皆様とのより一層の一体感の醸成を図るという共催化の目的に関して、イルミネーション合同会議の場で議論し、事業予算と責任範囲を明確にする事を条件に公益社団法人堺観光コンベンション協会の要請を受け入れても良いのではないかという結論に達した。

については、「堺イルミネーション2020」に関して、大小路と大道筋を事業エリアとしたイルミネーション事業として、堺市中心市街地活性化協議会と公益社団法人堺観光コンベンション協会の共催事業とすることを承認願いたい。

※今年度の事業計画では「堺桜彩イルミネーション2020」としてい

たが、合同会議で実施内容を検討する過程において「堺イルミネーション
2020」に名称を変更した。

以上のおり、書面による協議会の決議があったとみなされた事項を明確にするため本議事録を作成し、会長が次に記名押印する。

令和2年10月23日

堺市中心市街地活性化協議会
会長 隈元 英輔